



令和4年度 第1回 草津市いじめ問題対策連絡協議会

令和4年10月27日(木)
10時30分～12時00分
市役所8階 大会議室



草津市立小中学校の いじめの状況

草津市立小中学校の問題行動件数の状況といじめの認知件数 との比較〔H29～R3年度〕

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 問題行動 (いじめを除く) | 243 件 | 235 件 | 252 件 | 401 件 | 375 件 |
| いじめ | 177 件 | 232 件 | 356 件 | 635 件 | 820 件 |

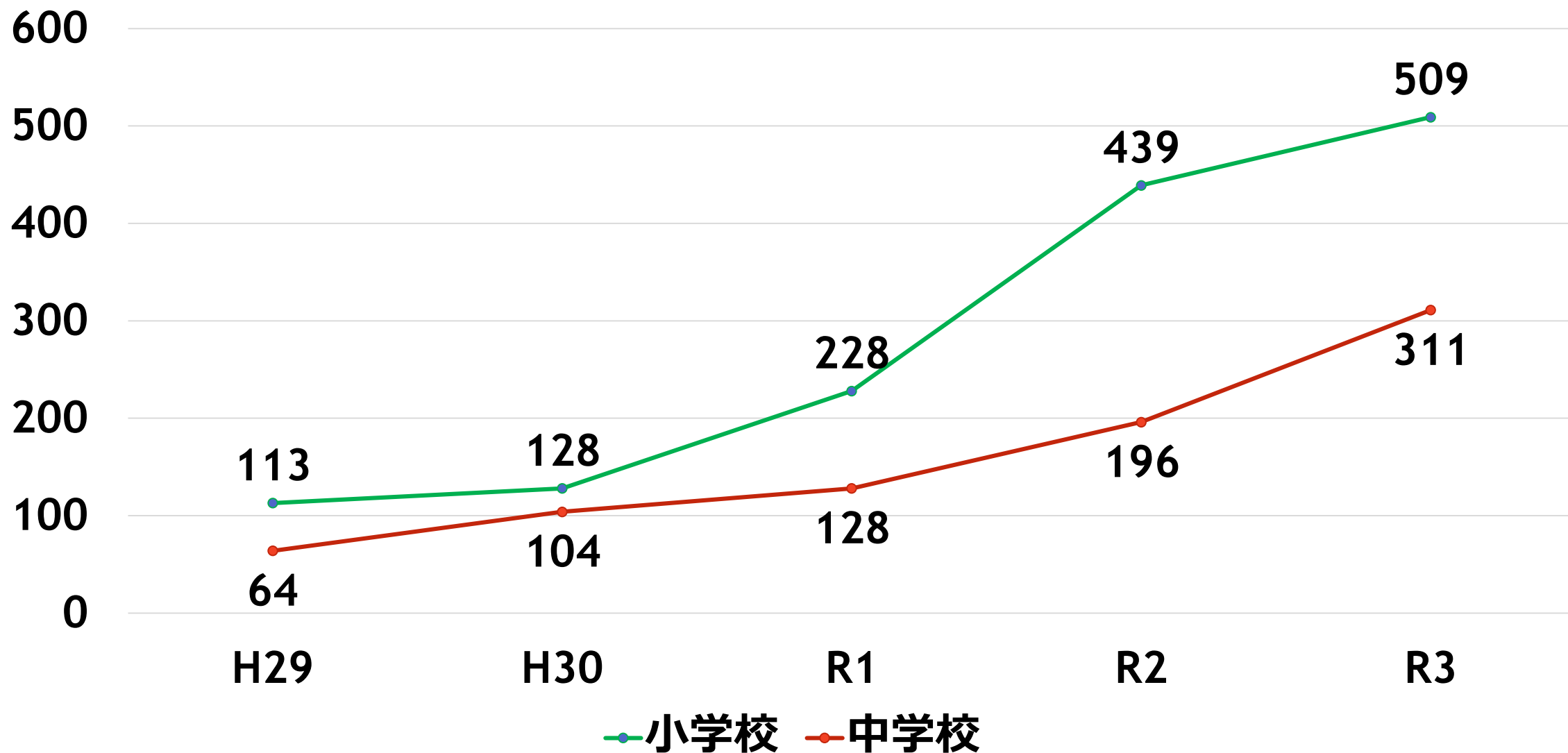
児童生徒の問題行動・不登校状況調査（月例報告）より

草津市立小中学校 いじめ認知件数（件）〔H29～R3年度〕

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 113 | 128 | 228 | 439 | 509 |
| 中学校 | 64 | 104 | 128 | 196 | 311 |
| 小中 計 | 177 | 232 | 356 | 635 | 820 |

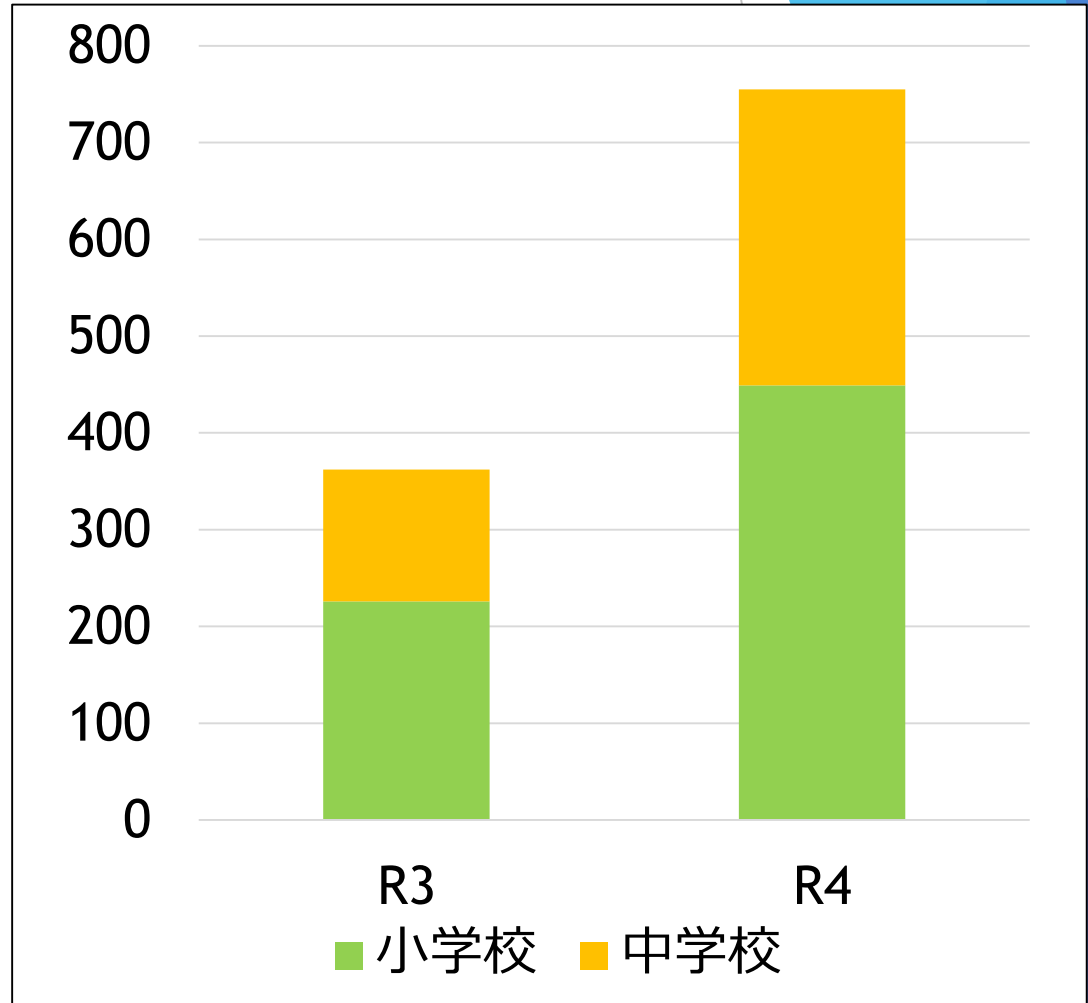
児童生徒の問題行動・不登校状況調査（月例報告）より

草津市立小中学校 いじめ認知件数（件）



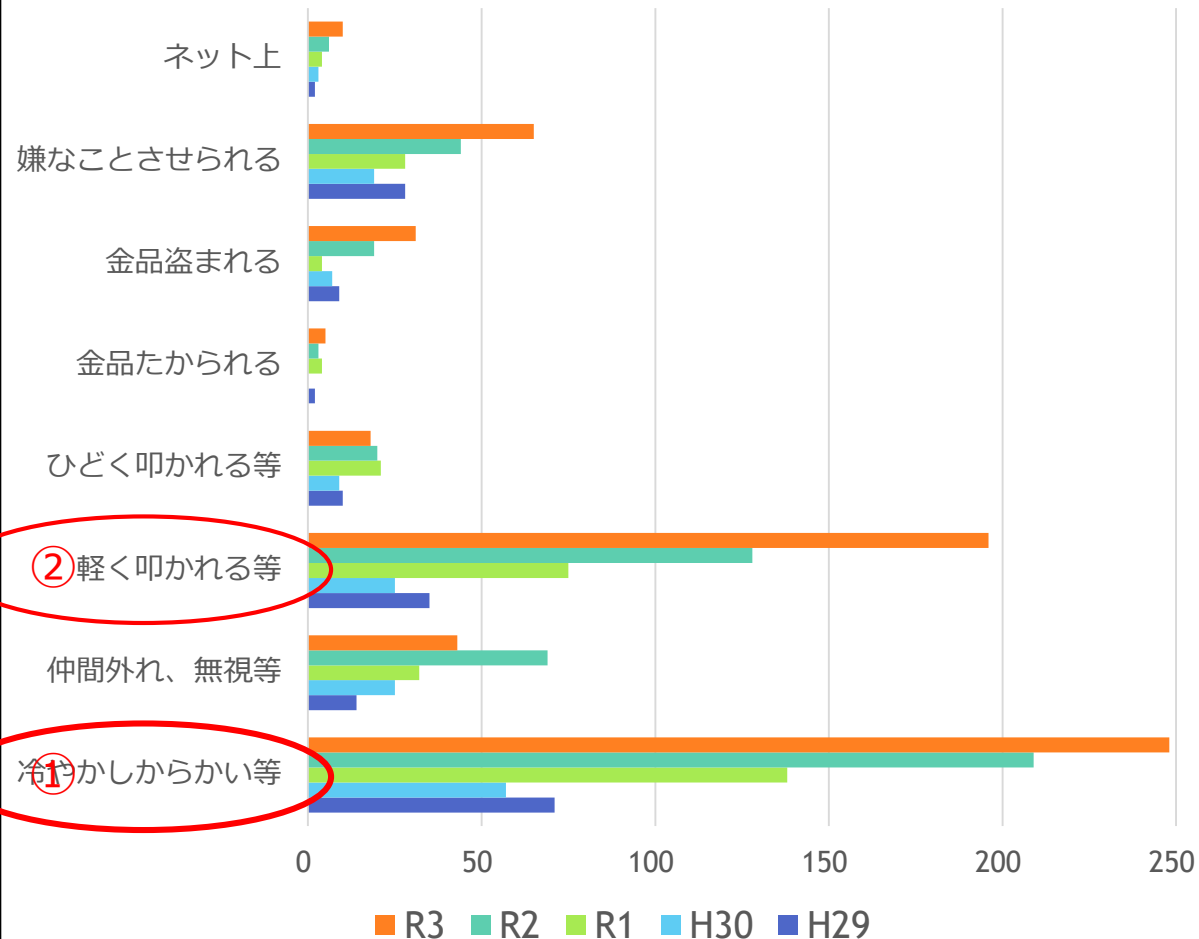
草津市立小中学校 いじめ認知件数 R3-R4 4~9月の比較（件）

| | R3 | R4 |
|------|-----|-----|
| 小学校 | 226 | 449 |
| 中学校 | 136 | 305 |
| 小中 計 | 362 | 754 |

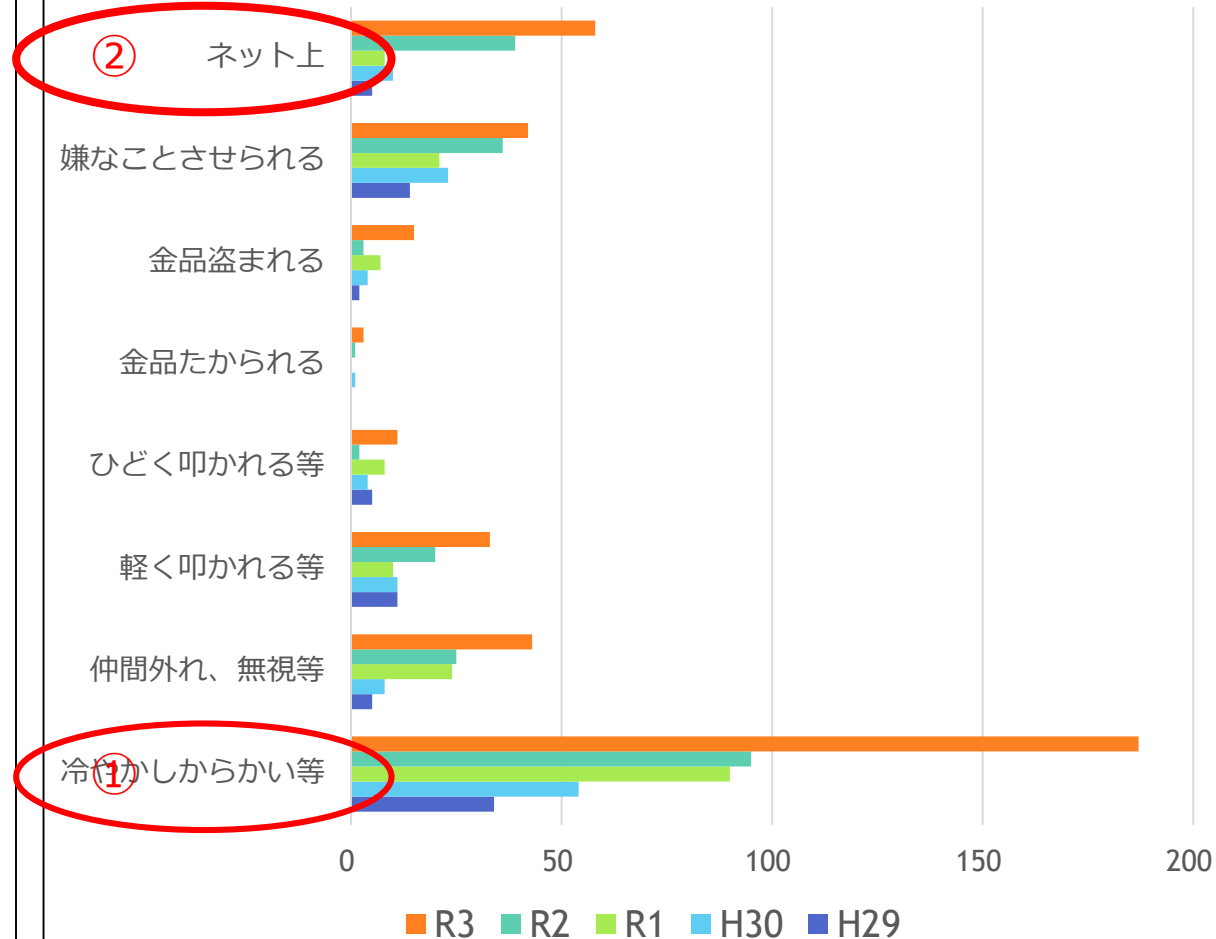


草津市立小中学校のいじめの態様（H29～R3年度）

いじめの態様（小学校）



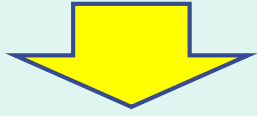
いじめの態様（中学校）



いじめ認知件数の都道府県間における差

- ▶ いじめの認知（児童生徒1,000人あたりの認知件数）
平成25年度 約83倍（京都府99.8/福島県1.2）、平成26年度 約31倍（京都府85.4/佐賀県2.8）
- 文部科学省としては、いじめ認知件数が多い学校について、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
(平成27年8月17日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
- ...
- 令和2年度 約9.8倍（山形県114.0/富山県・愛媛県11.6）
- 都道府県の差は依然大きい（文科省）

いじめの解消について

- ▶ いじめの解消の定義に基づき判断（単に謝罪をもって安易に解消とはできない）
 - 解消と判断できない事案が多くなる
- 
- ▶ いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が下がることについては、問題ではない

これまでの いじめ防止の取り組み

本市のこれまでの取り組み

★ 令和2年度、峯本 耕治 弁護士監修による「5つの提言」のもと、令和3年度「いじめ問題に関する校内研修の充実」について、市立小中学校全ての学校で重点的に取り組みを推進

1. いじめ予防学習指導案のデータベース化
2. いじめ防止啓発強化月間のさらなる充実
3. ICT機器の活用によるいじめアンケート作成と実施
4. いじめをなくすための校内研修の充実
 - ・ 子どもの意識を高める
 - ・ 教師の認知力や指導力を高める
 - ・ 保護者や地域に向けての啓発
5. 議事録様式のさらなる活用



1. いじめ予防学習のデータベース化

- 昨年度、いじめ予防学習の充実を図るため、市内小中学校全校で行われた実践事例を参考に、道徳科や学級活動の授業で実施
→ 各校で作成された指導案等について、今年度中にデータベース化して、市内で共有できるように整備していく



2. いじめ防止啓発強化月間の取り組みのさらなる充実

- 平成29年度から取り組み開始
→ すべての小中学校で実施
子どもたちが主体となる取り組みの実施



- ・ 道徳や特別活動の時間により児童生徒の意識の高揚が図れた
- ・ 教員のさらなる認知力および指導力の向上が図れた

3. ICT機器の活用によるいじめアンケート作成と実施

- 小学校の高学年や中学校において、Forms を活用
 - アンケート集計や内容の確認が容易
- 小学校低・中学年については、文章入力に課題



4. いじめをなくすための校内研修の充実

- 臨時生徒指導主事主任会（令和3年7月）
 - 全小中学校で、夏季休業中にいじめの防止に関する校内研修会を開催
- 第2回生徒指導主事主任会（令和4年6月）
 - いじめの問題について研修会を実施
- 保護者や地域への啓発 → HPや学校だよりによる発信



5. 議事録様式のさらなる活用

- 記録を残すことの重要性について周知 → デジタル化
- 各校で使いやすい様式に工夫・改善を行っている

今年度、新たな いじめ防止の取り組み

<5月> いじめリーフレットの作成

○ 草津市いじめ防止啓発リーフレットの作成

- 今年度新たに作成し、5月に発行
- 保護者や地域等広く閲覧いただくことにより、いじめ防止等に関する理解・認識を深めていただく
- 各小中学校や草津市のホームページに、草津市いじめ防止啓発リーフレットの掲載を行った

草津市いじめ防止啓発リーフレット

子どもを
いじめから守るために



いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条 平成29年3月14日改正)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法第2条 H29.3.14改正)

※いじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じている」という**被害者の立場**に行います。

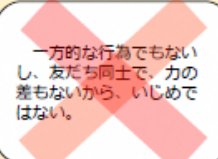
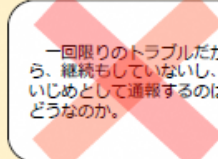
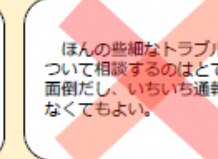
「いじめ」とは・・・

例えば、次のような事象が「いじめ」にあたります。


| | | |
|----------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 冷やかしからかい悪口や脅し文句嫌なことを言われる | 仲間はずれ・無視をされる | ぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする |
| 金品をたかられたり隠されたり盗まれたり壊されたりする | 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたりさせられたりする | パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる |

「いじめ」とは、その言葉からイメージされる執拗な嫌がらせや暴力だけではありません。子どもたちにすれば、「いじめ」とは考えていない行為であっても、それを受けた子どもが苦痛を感じているものであれば、それは「いじめ」になります。

「いじめ」は決して他人事ではなく、どの子どもも「いじめ」の被害者にも加害者にもなってしまうことがあるのです。

| | | |
|---|---|---|
|  <p>一方的な行為でもないし、友だち同士で、力の差もないから、いじめではない。</p> |  <p>一回限りのトラブルだから、継続していないし、いじめとして通報するのはどうなのか。</p> |  <p>ほんの些細なトラブルについて相談するのはとても面倒だし、いちいち通報しなくてもよい。</p> |
|---|---|---|

NO!!



上記の3つの事象は、すべて「いじめ」に該当します。

<8月> 令和4年度 第1回 草津市子どもサミット

○ 8/17(水)、第1回草津市子どもサミットを開催

- ・ 市内中学校の代表生徒と教員が集まり、それぞれ学校の取り組みを紹介しながら情報交換を行い、魅力ある学校づくりに向け、大切なことは何かを議論した。



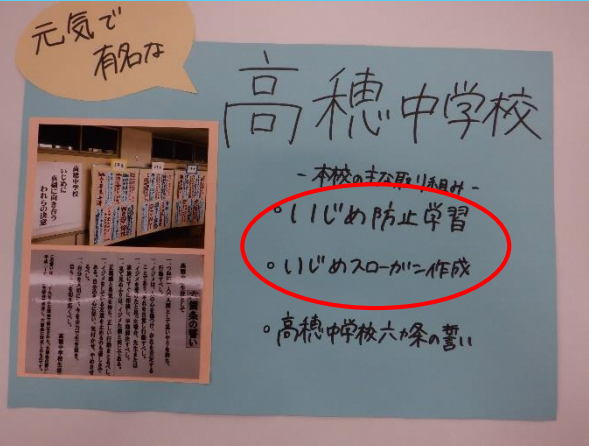
○ 開催の目的

- 令和4年6月22日に公布された「こども基本法」では、「日本国憲法」および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、「自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる」社会の実現をめざす、とうたわれている。そこでこの度開催する草津市子どもサミットについては、基本理念の6項目のうち、特に第三、四項をふまえた、子どもたちによるさまざまな意見を表明する機会とし、子どもたちの最善の利益が優先して考慮されるよう、周りの大人がしっかりと受け止める機会とする。

こども基本法について（一部抜粋）

- 第三条 子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

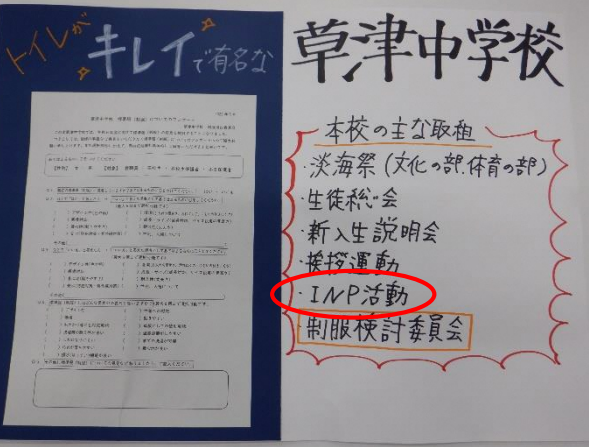
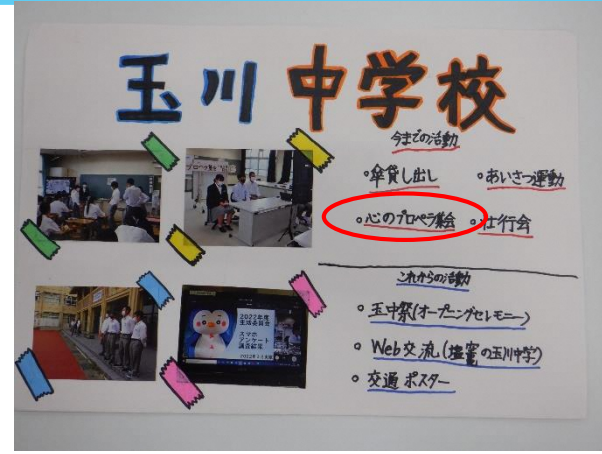




○ 当日の取り組み

- * 参加者→各中学校の代表生徒2名
および各中学校生徒会担当教員1名
- ・ 自校の取り組み紹介
- ・ グループ別協議
- ・ 全体会

取り組み紹介時のポスター



(グループで協議した内容を発表)

- ・ 参加教員による協議内容の発表

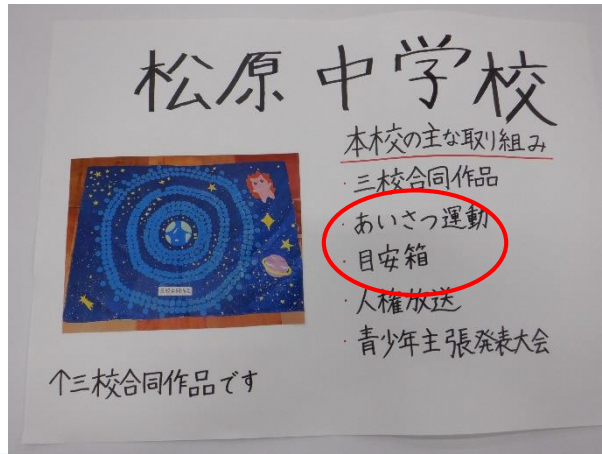
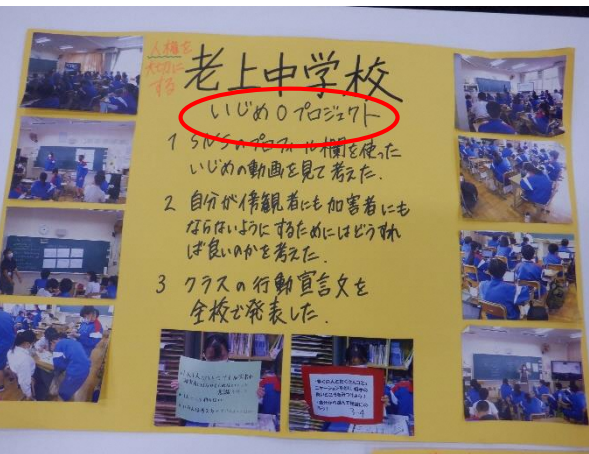
○ いじめ防止の取り組みとの関連

- ・ 各校で行われている取り組みについて発表 → 参加6校すべていじめ防止の取り組みを行っている



- ・ 各校の取り組み内容についてグループで協議

→ 各校独自のいじめ防止の取り組みの交流、および各校に持ち帰り、自校の取り組みに生かす



これまでの成果と、 今後の課題

いじめ防止の取り組みについて、これまでの成果

- **平成27年度から6年間、継続して取り組んできた成果**
 - ・ 子どもたちが主体的に関わるいじめ防止の取り組みが行われるようになった
 - ・ いじめの認知件数が年々増加している
 - いじめの認知が積極的に行われつつある
 - ・ 教員によるいじめの認知力が向上している
 - 軽微ないじめも、法に基づいて積極的に認知するようになってきており、初期の段階で適切に対応できるようになってきた
 - いじめの認知後、組織での対応が行われるようになった
 - ・ 校内での職員研修が、随時、活発に行われるようになった



いじめ防止の取り組みについて、今後の課題

○ 今後の課題

- まだ、学校によっていじめの認知数
（全校児童生徒数に対する認知件数の割合）
に差がある
- 認知後の保護者との連携が充分でないケース
が見られる
- 教員による抱え込みが見られる



- 家庭や地域へのいじめ防止のさらなる啓発と
連携強化
- 子どもたちにとって安心・安全な学校・学級
づくり

ありがとうございました